

1. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく施策

国は基地周辺住民の生活の安全及び福祉の向上に寄与することを目的として『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』（昭和49年法律第101号）、通称『周辺環境整備法』を制定し周辺対策を行っている。

周辺対策は、昭和28年8月に、米軍等の行為により住民が被る損失の補償を目的として制定された『日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による損失補償に関する法律』（昭和28年法律第246号）に端を発し、防災工事、学校防音工事、住宅等の移転補償措置が行われたが、被害や損失を防止軽減するものでなかったために基地対策としては十分でなかった。

このため、基地周辺自治体等による運動の結果として、昭和41年7月『防衛施設周辺の整備等に関する法律』（昭和41年法律第135号）が制定され、民生安定施設整備に対する助成等についても規定がなされた。さらに、昭和49年6月、住宅防音工事、緑地帯の整備、特定防衛施設周辺整備調整交付金等の施策を加えた現行の『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』が制定施行されている。

（ア）障害防止工事の助成（第3条）

自衛隊等の特定な行為（重車両の頻繁な使用、航空機の頻繁な離着陸など）により生ずる障害の防止等のため、特定の公共施設等について必要な工事を行う地方公共団体に対し、その費用の全部又は一部を国が補助する（第1項）、又は、学校、病院等の防音工事を行う地方公共団体その他の者に対し、その費用の全部又は一部を国が補助する（第2項）。

ただし、瑞穂町においては、第3条第1項に基づいた補助の実績はない。

（イ）飛行場周辺の生活環境の整備等（第4条～第7条）

飛行場又は空対地射爆撃場の周辺において、自衛隊等の航空機の騒音の度合いに応じて、外側から第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定、告示を行い、国は、それぞれの措置をとる。

- ① 第一種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行う。（第4条）
- ② 第二種区域内からその外に建物等の移転を希望する者に対し、移転により通常生ずべき損失の補償及び第二種区域内の土地の買入れを行うとともに、移転先地における公共施設の整備について助成を行う。（第5条）
- ③ 第三種区域に所在する土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備する。（第6条）
- ④ ②により、国が買入れた土地を地方公共団体が広場等の用に供するときは、これを無償で使用させる。（第7条）

なお、瑞穂町においては、本条に基づく使用許可のほか、『国有財産法』等に基づき使用許可を得ているものがある。

(ウ) 民生安定施設の助成（第 8 条）

防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、その障害を緩和させるための生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとる地方公共団体に対し、助成する。

(エ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第 9 条）

防衛施設の設置又は運用が、周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響を考慮して、内閣総理大臣が特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定することができるものとし、国は、特定防衛施設関連市町村に対して、公共用の施設の整備等にあてる費用として、特定防衛施設整備調整交付金を交付することができる。平成 23 年 4 月には法令が一部改正され、公共施設の整備のほか、それらの維持や運営など、いわゆるソフト事業も補助対象となっている。

(オ) 防衛施設周辺整備統合事業

『中央省庁等改革基本法』（平成 10 年法律第 103 号）第 46 条において、「できる限り、個別の補助金に代えて、適切な目的を付した総合的な補助金を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させる」との規定に基づき、上記の障害防止対策事業及び民生安定事業に該当する複数の事業をまとめて、概ね 5 か年での統合的な整備を行うまちづくり事業である。

(カ) 損失の補償（第 13 条～第 18 条）

自衛隊の航空機の離着陸等のひん繁な実施その他の行為により農業、林業、漁業等を営む者に事業経営上の損失を与えた場合に補償する。

なお、瑞穂町における航空機による農耕阻害については、主に米軍の行為によるものであるため、『日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律』に基づき補償される。

(キ) その他（第 10 条～第 12 条）

防衛施設周辺の生活環境の整備等を行う地方公共団体等に対する資金の融資、幹旋、普通財産の譲渡等について所要の規定を設けている。